

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年（1998年）以降、3万人を超える水準が続いていましたが、平成18年（2006年）10月に「自殺対策基本法」が施行されたことにより、自殺対策は「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺対策の総合的な推進もあり、自殺者数は減少傾向にあります。

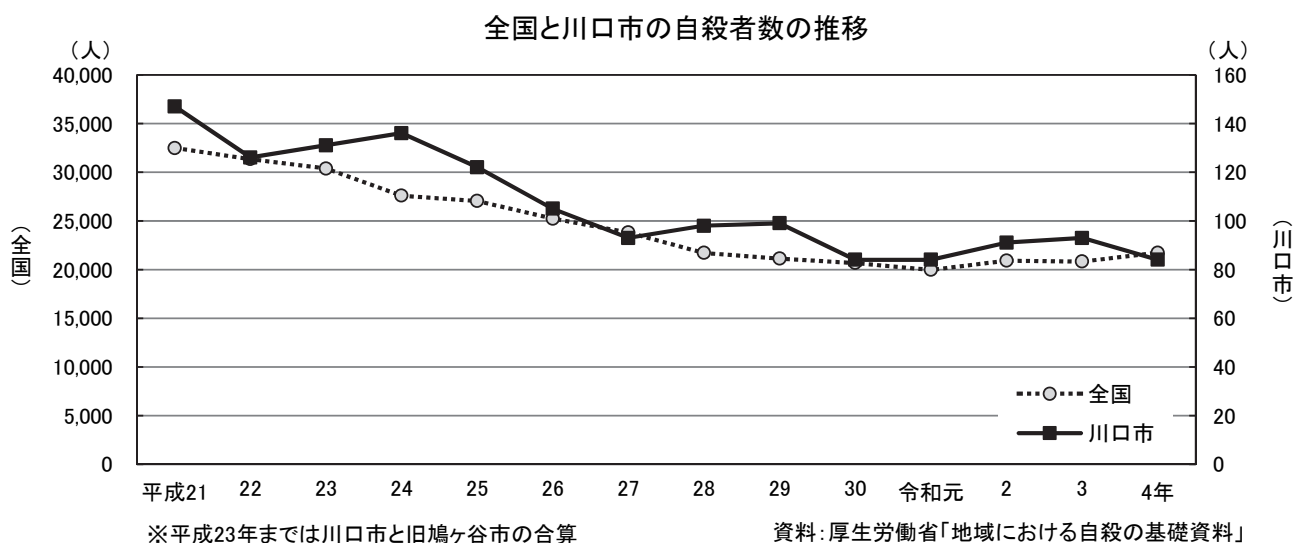
「自殺対策基本法」では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、すべての都道府県、市区町村が地域自殺対策計画を策定することとなっています。

「自殺対策基本法」に基づく自殺対策の国の指針である「自殺総合対策大綱」は、平成19年（2007年）に策定され、その後、直近では令和4年（2022年）10月に見直されています。この見直しでは、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」などが新たに追加されています。

本市では、平成31年（2019年）3月に「川口市自殺対策推進計画」を策定し、『誰もが自殺に追い込まれることのない川口市』の実現を目指し、自殺対策の総合的な推進を図ってきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年（2020年）は、全国の自殺者数が11年ぶりに増加に転じ、特に女性や小中高生が増えており、本市においても同じような傾向がみられます。

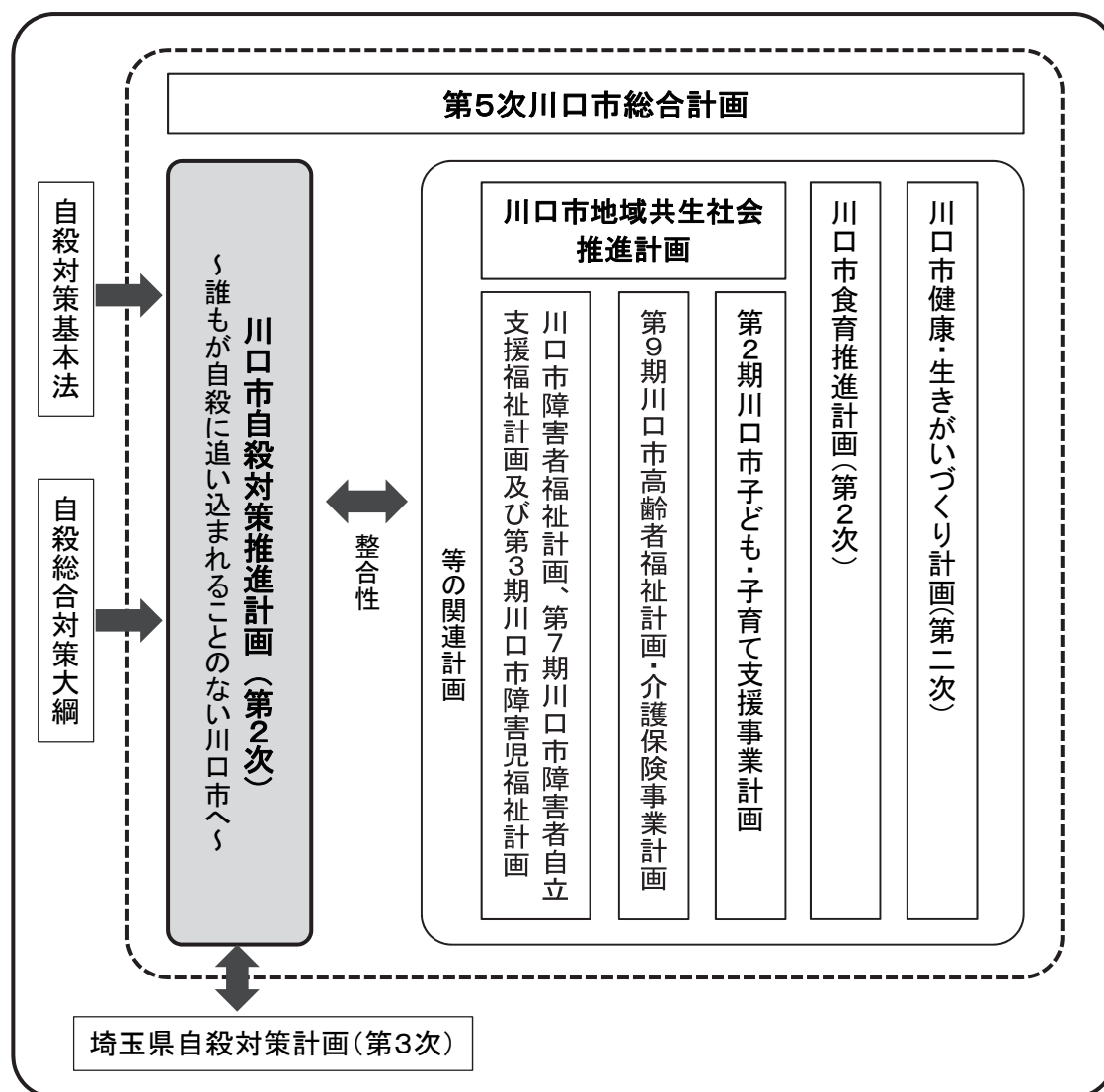
このたび、計画期間が満了したことを受け、近年の社会状況や新たな（第4次）自殺総合対策大綱等を踏まえつつ、これまで以上の取り組みを推進するため「川口市自殺対策推進計画（第2次）」を策定いたしました。



第2節 計画の位置付け

本計画は、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて策定したものであり、平成28年(2016年)に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として位置づけられるものです。

また、市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「川口市総合計画」の個別計画として位置づけるとともに、「川口市地域共生社会推進計画」、「川口市健康・生きがいづくり計画」その他の市の関連計画や県の自殺対策計画との整合性を図って策定したものです。



第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間を計画期間として策定し、定期的な評価と進捗状況の管理を行う方針とします。

ただし、国の「自殺総合対策大綱」及び「埼玉県自殺対策計画」の見直しの状況等も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、より効果的に施策が推進されるよう取り組みます。

和暦 (年度)	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
西暦 (年度)	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画 期間												

川口市自殺対策推進計画
(第1次)

川口市自殺対策推進計画
(第2次)